

令和3年4月1日  
2食産第6985号

北海道農政事務所長 殿  
各地方農政局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省食料産業局長

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

現在、輸出証明書発給システム（以下「システム」という。）については、順次、新たな輸出証明書を発行できるよう、開発を進めているところです。令和3年4月1日からは、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙BR-V1「ブラジル向け輸出清涼飲料水等の取扱要綱」及び別紙ZZ-L1「酒類に関する輸出証明書の発行要綱」に基づく輸出証明書について、システムの対象に新たに追加することとしています。これに伴い、システムは、農林水産省以外の省庁も利用するものとなります。

また、別紙ZZ-03「輸出食品に関する自由販売証明書の発行要綱」及び別紙ZZ-F1「輸出飼料等に関する自由販売証明書の発行要綱」に基づく輸出証明書については、令和2年4月1日にシステムの対象に追加した後、当面の間、書面又はメールによる申請を認めてきましたが、令和3年度からは、別紙ZZ-02「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」に基づく輸出証明書と同様、原則としてシステムのみでの申請受付に変更します。

更に、輸出証明書の交付事務を見直すとともに、輸出先国の輸入規制緩和にも対応する必要があります。

これらに伴い、所要の改正を下記のとおり行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

## 記

- 1 別紙BR-V1「ブラジル向け輸出清涼飲料水等の取扱要綱」及び別紙ZZ-L1「酒

類に関する輸出証明書の発行要綱」について、システムからも申請できるように、所要の改正を行ったこと。

- 2 別紙 ZZ-01「輸出証明書発給システムについて」について、農林水産省以外の省庁がシステムを利用するために、所要の改正を行ったこと。
- 3 別紙 ZZ-02「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」について、交付事務の見直し及び輸出先国による輸入規制緩和に対応するため、所要の改正を行ったこと。
- 4 別紙 ZZ-03「輸出食品に関する自由販売証明書の発行要綱」及び別紙 ZZ-F1「輸出飼料等に関する自由販売証明書の発行要綱」について、原則としてシステムのみでの申請受付となるように、所要の改正を行ったこと。